

協会けんぽ

くまもとだより

事業主さまをはじめ皆さまへご閲覧ください

熊本支部では、
8,000人以上が
登録中

\\ 協会けんぽと事業所をつなぐ //

健康保険委員募集中!

詳しくはこちら▼



健康保険サポーターとしてご協力ください

協会けんぽの事業について事業所内に周知していただく等、事業主・加入者の皆さまとの橋渡しを行っていただける方を募集し、健康保険委員(健康保険サポーター)として委嘱しています。日々のお仕事に支障のない範囲でご協力いただけますと幸いです。

健康保険委員の特典



広報誌「スマイルけんぽ」をお届けします!

協会けんぽからのお知らせ、健康に関する耳寄り情報、健康経営に関する情報等、**健康づくりに役立つ情報**をまとめた広報誌をお送りします!



実務研修会に参加いただけます!

年に一度開催いたします、健康保険制度に関する無料の研修に参加いただけます!



協会けんぽGUIDEBOOKをお届けします!

年に一回、協会けんぽの事業内容、健康保険給付や健診などの内容をまとめたパンフレットをお送りします!

ご協力いただきたいこと



協会からの
各種お知らせについて
従業員の皆さまへ周知



健康づくり、
生活習慣病の
予防に関する啓発



協会けんぽの
各事業への
参加の呼びかけ



従業員様の
健康保険に関する
相談へのご対応



健康保険事業の
運営やサービス等に
関する提言

下記に必要事項をご記入のうえ、本紙をFAXにてご提出ください。

※健康保険委員に会費等は一切ございません。

健康保険委員登録用紙

※用紙の切り取りは不要です

FAX:096-356-0500

資格情報のお知らせ等に 記載されている記号・番号	記号:	番号:
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	
所属部署および役職		
事業所名称		

はり・きゅう、あん摩・マッサージの 健康保険の利用について

詳しくはこちら▼



一定の条件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。
健康保険の対象とならない場合は、**全額自己負担**となりますので、ご注意ください。

はり・きゅう

次のすべてを満たす場合に対象となります。

① 対象となる傷病であること



神経痛



頸腕症候群



リウマチ



腰痛症



五十肩



頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

② 医師が施術に同意していること

医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。

③ 医師による適切な治療手段がない場合

はり・きゅうの施術を受けながら、**並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合**は、はり・きゅうの施術は、**健康保険の対象となりません。**

あん摩・マッサージ

次の要件を満たす場合に対象となります。

✓ 医師が施術に同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。



疲労回復や慰安目的などのマッサージは**健康保険の対象となりません。**



注意事項

6か月ごとの医師の同意



健康保険を使って継続して施術を受けるには、6か月ごとに文書による同意が必要です。

※施術内容等により、より短い期間で同意が必要になることがあります。

内容を確認したうえでの記入・押印



『療養費支給申請書』には、傷病名・日数・金額などが記載されていますので、内容をよくご確認のうえ、ご自身で、記入・押印してください。

領収証の受領は必須



領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

協会けんぽより施術内容等をお尋ねすることがあります。

健康保険の適正な運営のため、照会がありましたら、必ずご自身で回答書に記入いただきますようお願いいたします。

その申請、電子申請がおすすめです！

申請後の処理状況が確認できます！

郵送の手間・時間・費用をかせずに済む「電子申請サービス」をぜひご利用ください！



協会けんぽ熊本支部のLINEを登録しませんか？

健康情報ははじめとした、さまざまなお役立ち情報を配信しております。



お問い合わせ

協会けんぽ 熊本 検索



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 熊本支部

〒860-8502
熊本市中央区辛島町5-1
日本生命熊本ビル10階

電話

096-240-1030

受付時間

8:30～17:15まで
(土・日・祝・年末年始を除く)

※内容については令和8年5月末時点の情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。